令和2年度

下 第

第 (3) 号

小矢部市下水道マンホールポンプ 保守点検業務

業務委託設計書

小 矢 部 市

令和2年度 小矢部市役所 設 書 小矢部市 市内一円 小矢部市下水道マンホールポンプ 保守点検業務 業務金 ¥ 内 (公共) ・西福町地内マンホールポンプ ・蟹谷地内マンホールポンプ 2 基 11 基 ・石動、埴生地内マンホールポンプ 19 基 ・荒川地内マンホールポンプ 4 基 ・松沢地内マンホールポンプ 24 基 ・ 薮波地内マンホールポンプ 4 基 第 業務 ・津沢地内マンホールポンプ 12 基 ・子撫地内マンホールポンプ 2 基 ・水島地内マンホールポンプ 2 基 計 80 箇所 (3)(集排) ・田川地内マンホールポンプ 4 基 ・ 薮波地内マンホールポンプ 5 基 묽 大要 ・北蟹谷地内マンホールポンプ 21 基 30 箇所

					業	務	委	託	費	,内	訳	1	書			
費	目	-	工	種	種	別	細	別		単 位	数量	量	単	価	金額	摘要
業務委	託費															
					直接業	終費										
							保守	点検業を	膐	式	1					
						異常	通報監視	見待機業	美務	式	1					
							その	他の業績	务	式	1					
								計								
							直	接経費		式	1					
							技	術経費		式	1					
							間	接経費		式	1					
					業務原	原価		計								
							<b>1</b>	<b>者経費</b>		式	1					
					業務何			計								
					同	上										改め
							剂	肖費税		式	1					業務価格の10%
					業務委	託費										

第1号代価表		保	守	点格	業	務				
種目	形 状・寸 法	ž	単 位	数 量	単	価	金	額	摘	要
業務総括責任者			人							
副 総 括			人							
主任			人							
技 能 員 (A)			人							
技 能 員 (B)			人							
計										
第2号代価表		異	常 ji	重報 引	監 視	待 機	<b>業</b>	ž		
第2号代価表種 目	形 状•寸 法	1	常 単 位	通 報 5 数 量	監 視 単	待機	業 業 務 金		摘	要
	形 状・寸 法	1		1			1		摘	要
種目	形 状·寸 法	1	単 位	1			1		摘	要
種 目 業務総括責任者	形 状·寸 法	1	単位人	1			1		摘	要
種 目 業務総括責任者 副 総 括	形状・寸	1	単 位 人 人	1			1		摘	要
種 目 業務総括責任者 副 総 括 主 任	形 状・寸 法	1	単 位 人 人 人	1			1		摘	要
種 目 業務総括責任者 副 総 括 主 任 技 能 員 (A)	形 状•寸 注	1	単 位 人 人 人	1			1		摘	要
種 目 業務総括責任者 副 総 括 主 任 技 能 員 (A) 技 能 員 (B)	形状・寸法	1	単 位 人 人 人 人	1			1		摘	要
種 目 業務総括責任者 副 総 括 主 任 技 能 員 (A) 技 能 員 (B)	形 状·寸 法	1	単 位 人 人 人 人 人	1			1		摘	要

第3号代価表	<del>ح</del>	Ø	他の	) 業務			
種目	形 状·寸 法	単 位	数量	単 価	金	額	摘  要
業務総括責任者		人					
副総括		人					
主任		人					
技 能 員 (A)		人					
技 能 員 (B)		人					
その他		人					
計							
第4号代価表		直	接	経費	_		
14. 17							
種目	形 状•寸 法	単 位	数 量	単 価	金	額	摘  要
交通整理員	形状・寸法	単 位 人	数量	単価	金	額	摘 要 交通整理員B
			数量	単価	金	額	
交通整理員	その他	人	数量	単価	金	額	交通整理員B
交通整理員	その他	人 時間	数量	単価	金	額	交通整理員B
交 通 整 理 員 トラッククレーン ポンプオイル	その他 4t積、2.9t吊	時間	数量	単価	金	額	交通整理員B 建設機械等損料算定表
交通整理員         トラッククレーン         ポンプオイル         作業車	その他 4t積、2.9t吊 2tトラック・小型高圧洗浄機 汚泥吸排車(積載3.5t)	人 時間	数量	単価	金	額	交通整理員B 建設機械等損料算定表 建設機械等損料算定表
交通整理員         トラッククレーン         ポンプオイル         作業車         高圧洗浄、汲取り         マンホールサイホン管	その他 4t積、2.9t吊 2tトラック・小型高圧洗浄機 汚泥吸排車(積載3.5t) 洗浄車(2tダンプ、小型高圧洗浄機) 汚泥吸排車(積載5.5t)	人 時間 リンプ 日 回	数量	単価		額	交通整理員B 建設機械等損料算定表 建設機械等損料算定表 西福町第1P 0.5日×2回/年
交通整理員トラッククレーンポンプオイル作業車高圧洗浄、汲取りマンホールサイホン管高圧洗浄、汲取り	その他 4t積、2.9t吊 2tトラック・小型高圧洗浄機 汚泥吸排車(積載3.5t) 洗浄車(2tダンプ、小型高圧洗浄機) 汚泥吸排車(積載5.5t)	人 時間 リップ トル 日 回	数量	単価		額	交通整理員B 建設機械等損料算定表 建設機械等損料算定表 西福町第1P 0.5日×2回/年 坂又伏せ越し 0.5日×3回/年

### ○労務単価の算定基準

職種別労務単価基準額

年度別公共工事設計労務単価の電工労務単価を基準とする。

職種別単価は補正値にて算出基準とする。

職種別労務単価基準額算定 表A-1 (2)  $(3) = (1) \times (2)$ 職種別労務単価 電工労務単価 職 種 補正率 計上値 計算値 (円/人. 目) (円/人, 日) (円/人, 目) 令和2年度 業務総括責任者 括 副 総 主 任 技能員 (A) 技能員(B) 国交省通知 令和2年2月14日付け  $\mathcal{O}$ 他

### ○職種別業務人数の算定基準

保守点検業務と洗浄業務の積み上げとする。

通常点検業務は2人体制、定期点検業務は3人体制とする。

職種別労務人数は構成比率にて算出する。

業務職種別業務人数 表A-2

1		②基準日数		$3=1\times2$	職	種別業務人	.数	
基準人数	保守点検	洗浄業務		延べ 業務人数		4	$3\times4$	
(点検体制)	所要日数	所要日数	計	業務人数	職種	比 率	計算值	計上値
(人/目)	(日)	(日)	(日)	(人)		(%)	(人)	(人)
通常点検	通常点検	通常点検			業務総括責任者	5		
					副総括	15		
					主 任	30		
定期点検	定期点検	定期点検			技能員 ( A )	25		
					技 能 員 ( B )	25		
					その他			
						_		
	表B-1	表B-2			人 数 計	1		

### ○異常通報監視待機業務の基準

1) 基準人数

異常通報監視待機 2人 対象待機施設数=110箇所

2) 基準日数

異常通報監視待機日数= 46 日/年

(勤務数241日×20分/回+勤務外日数(((365日-241日)×24h)+(241日×16h))/8h×20分/回))÷480分/日業務内訳 異常通報監視待機

異常発生処置連絡 異常発生簡易対応処置 施設の復旧履歴確認

異常通報監視待機業務職種別業務人数計算表 表A-4

	1	2	3	$4 = 1 \times 2$	職種別	業務人数	
	基準	基準		年間延べ		⑤職種	6
監視方式	人数	日数	補正	業務人数	職種	構成比率	人 数
	(人/目)	(日)		(人)		(%)	(人)
					業務総括責任者	5	
					副総括	15	
					主	30	
					技能員 ( A )	25	
監視待機業務			1 (単年)		技 能 員 ( B )	25	
					その他	_	
計					人 数 計	_	

### ○その他業務職種別業務人数の算定表

点検事務人数 1人(0.05人/施設) 通常点検及び定期点検業務処理

巡回調査業務人数 1人(0.05人/施設) 施設ポンプ運転時間及び運転回数並びに運転値調査業務処理

遠方集中監視業務職種別業務人数計算表 表A-5

		XE777   H	T 1/11/1/1/1/11/11	E/17/77/75	ベルーラー ブ	$\chi_{H}$ 0				
1			1			6=1×5	職種別	業務人数		
基準日数	2	監視	3	4	5	年間延べ		⑦職種	6×7	
(業務体制)		箇所数	巡回調査	事務業務	計	業務人数	職種	構成比率	人数	計上値
	(人/回)	(箇所)	(回数)	(点検回数)	(日)	(人)		(%)	(人)	(人)
事務業務	事務業務				$2\times4$		業務総括責任者	0		
							副総括	0		
							主	10		
							技能員 ( A )	0		
巡回業務	調査業務				$2\times3$		技 能 員 ( B )	20		
							その他	70		
								_		
計							人 数 計	_		

### ○点検業務補正の基準

- ※区間距離5Km単位の場合は、20%割増とする。
- ※マンホール深さ4.0m以上の場合は、保守点検作業時間の20%を補正する。
- ※マンホール径 o 1500若しくは4.0m以上は、洗浄業務時間の20%を補正する。
- 保守点検常務の基準

1	ポンプロ径	通常点検		定期点検	(2台)	保守点検(1台)			
	<b>ル ノ/ 口1主</b>	保守点検	高圧洗浄	保守点検	高圧洗浄	通常点検	定期点検		
	50A	0.85	0.40	2.55	0.60	0.73	2.20		
	80A	1.00	0.40	3.00	0.60				
	150A	1. 20	0.40	3.60	0.60				

注:各点検において、有資格者の配置を義務付ける 第2種酸素欠乏症危険作業主任 第2種電気工事士 小型移動式クレーン運転技術講習 玉掛技能講習

対象地区 西福町、石動、埴生、松沢、津沢、蟹谷、荒川、薮波、子撫 地区

点検対象が	施設表		※ 記号は通報装	置設置箇所		_					•	
管理番号	設置年度	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	ポンプ能力		F	22				
					(m³/min)	交通整理員 配置箇所	74 H.M.					T
							囲吊尽使 (回)	定期点検 (回)				
<b>※</b> NO.1		西福町第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.60	80×2.2	0.700	0	1					
<b>※</b> NO.2		西福町第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.60$	65×1.5	0.590		1					
₩NO.3		今石動汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.54$	80×1.5	0.400	0	1					
₩NO.4		小矢部町汚水中継ポンプ場	φ 900×3.59	65×1.5	0.186		1					
XNO.5		泉町汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.53$	80×1.5	0.378		1					
**NO.6		西町第1汚水中継ポンプ場 綾子第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.43$ $\phi 1500 \times 7.58$	$80 \times 1.5$ $100 \times 3.7$	0.377 1.140	0	1					-
*NO.8		綾子第1汚水中継ポンプ場	φ 1800×7.38 φ 1800×6.23	150×5.5	2.220	0	1					-
*NO.9		綾子第3汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.82	80×3.7	0.377		1					
₩NO.10		島1号汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.14	80×2.2	0.400		1					
<b>※</b> NO.11		赤倉汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 6.94$	$100 \times 5.5$	1.620	0	1					
<b>※</b> NO.12		野寺汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.50$	80×1.5	0.679		1	1				
<b>※</b> NO.13		水牧2号汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.12$	80×1.5	0.378		1					
₩NO.14		水牧1号汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.86	80×1.5	0.378		1					
**NO.15		高木出汚水中継ポンプ場高木出第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 6.24$ $\phi 1200 \times 5.32$	100×5.5 65×1.5	1.500 0.186	0	1					-
*NO.17		鷲島汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.32$ $\phi 1500 \times 7.29$	100×5.5	1.566	0	1					-
*NO.18		小神1号汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 4.74$	80×2.2	0.377		1					
<b>※</b> NO.19		島3号汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.18	80×1.5	0.380	0	1					
<b>※</b> NO.20		茄子島汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.68$	80×1.5	0.290	0	1				_	
<b>※</b> NO.21		島4号汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 4.68$	80×1.5	0.340		1					
₩NO.22		島2号汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.35	80×1.5	0.240		1					
*NO.23		野寺第2汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.36	80×1.5	0.508	1	1	1				
*NO.24 *NO.25		後谷第1汚水中継ポンプ場 埴生第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 7.50$ $\phi 1500 \times 3.75$	80×1.5 80×1.5	0.300	0	1	1				
*NO.26		野端第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.75$ $\phi 1500 \times 5.11$	80×1.5 80×1.5	0.251	+ -	1	1				1
*NO.27		The state of the s	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			1				<u> </u>		
<b>※</b> NO.28		東福町第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.13	80×1.5	0.251		1					
₩NO.29		末友第4汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.57$	65×1.5	0.160	0	1					
XNO.30		末友第5汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.25	80×2.2	0.840	1	1					<u> </u>
*NO.31		末友第6汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 4.09$ $\phi 900 \times 3.05$	$65 \times 1.5$ $32 \times 1.0$	0.309		1					
**NO.32		末友第7汚水中継ポンプ場 末友第8汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.03$ $\phi 1200 \times 4.00$	65×1.5	0.123	0	1					<del>                                     </del>
*NO.34		渋江第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 6.19$	100×3.7	1.398		1					
<b>※</b> NO.35		渋江第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.30	65×1.5	0.136		1					
<b>※</b> NO.36		渋江第3汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 5.30$	65×1.5	0.151		1					
<b>※</b> NO.37		和沢第1汚水中継ポンプ場		80×1.5	0.540		1					
XNO.38		和沢第2汚水中継ポンプ場		80×1.5	0.540		1	1				
**NO.39		福久汚水中継ポンプ場 西島第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 1.77$ $\phi 1500 \times 5.31$	$32 \times 1.0$ $80 \times 3.7$	0.123	0	1					-
*NO.40		新西汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.51$ $\phi 1500 \times 3.51$	80×1.5	0.377		1					
*NO.42		水島汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.66	80×2.2	0.377		1					<del>                                     </del>
<b>※</b> NO.43		石坂第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.65$	80×2.2	0.550		1					
<b>※</b> NO.44		平田第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.67$	80×1.5	0.309		1					
<b>※</b> NO.45		吉和台第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 4.32$	80×3.7	0.309		1					
XNO.46		野寺第3汚水中継ポンプ場	φ 1500×8.03	100×11.5	1.655	0	1		_			
**NO.47		赤倉第2号汚水中継ポンプ場 赤倉第3号汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 5.257$ $\phi 1200 \times 4.651$	65×1.5 65×1.5	0.119	0	1					-
*NO.49		水牧第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.031 φ 1200×5.170	65×1.5	0.113	0	1					
*NO.50		平桜第1汚水中継ポンプ場		65×1.5	0.169		1					+
<b>※</b> NO.51		水牧第4汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.268	65×1.5	0.169		1					
<b>※</b> NO.52		藤森第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 5.612$	65×1.5	0.169		1					
<b>※</b> NO.53		水牧第5汚水中継ポンプ場		65×1.5	0.169		1					
*NO.54		岡第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×6.274	80×1.5	0.625		1					
**NO.55		芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 4.078$ $\phi 1200 \times 4.85$	65×1.5 65×0.75	0.281	1	1					
*NO.57		清水第1汚水中継ポンプ場	· ·	65×0.75	0.190	+	1					
%NO.58		清水第2汚水中継ポンプ場		65×0.75	0.310	1	1			<u> </u>		
<b>※</b> NO.59		綾子第4汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.030	80×1.5	0.438	0	1					
NO.60		桜町第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.150$	$50 \times 0.75$	0.118		1					
*NO.61		桜町第2汚水中継ポンプ場		65×1.5	0.281	1	1					
*NO.62		岡第2汚水中継ポンプ場 車毎町第2汚水中継ポンプ場		65×0.75	0.226	1	1					<del>                                     </del>
**NO.63		東福町第2汚水中継ポンプ場 安養寺汚水中継ポンプ場		65×1.5 65×1.5	0.281		1					
*NO.65		養輪第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 4.700$ $\phi 1200 \times 5.050$	65×0.75	0.272	+	1					1
*NO.66		芹川第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 5.490$	65×0.75	0.136	1	1			<b>†</b>		
<b>※</b> NO.67		興法寺第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.250	65×0.75	0.287	0	1					
*NO.68		下川崎第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.726	65×0.75	0.226		1					
*NO.69	H30	鴨島第1汚水中継ポンプ場		65×0.75	0.226	0	1					
*NO.70	H30	蓮沼第1汚水中継ポンプ場	φ 1200 × 5.293	65×1.5	0.232	+	1					<del>                                     </del>
**NO.71	H30 H30	長第1汚水中継ポンプ場 興法寺第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 5.250$ $\phi 1200 \times 4.700$	$65 \times 0.75$ $65 \times 0.75$	0.136	0	1					
*NO.73	H30	養輪第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.700 φ 1200×4.822	65×1.5	0.272	0	1					1
*NO.74	H30	綾子第5汚水中継ポンプ場		65×1.5	0.300	<u> </u>	1			<u>L</u> _		
<b>※</b> NO.75	H30	蓮沼第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×6.619	65×1.5	0.300		1		_			
₩NO.76	H31	蓑輪第3汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 5.600$	65×0.75	0.136		1					
%NO.77		胡麻島第1汚水中継ポンプ場		65×1.5	0.300	0	1					
*NO.78	H31	経田第1汚水中継ポンプ場 準地第2汚水中継ポンプ場		65×0.75	0.300	0	1					-
*NO.79	H31 H31	浅地第2汚水中継ポンプ場 和沢第3汚水中継ポンプ場		$65 \times 0.75$ $65 \times 0.75$	0.300	0	1				1	
*NO.81	H31	高木第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 6.249$ $\phi 1200 \times 4.620$	65×0.75	0.130	+ -	1					+
		A STATE OF THE STA	, 1.020			1	_			<b>†</b>		
計		80ポンプ場			-	25箇所	80回	5回	_			

## 点検対象集落排水マンホールポンプ場

対象地区 田川、薮波北部、北蟹谷 地区

点検対象施設表 ※ 記号は通報装置設置箇所

点検対象	施設表	※ 記号は通報装	直設直固別							
管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	ポンプ能力 (m³/min)	流入量 (m³/日)	交通整理員	F	R2		
						配置箇所	通常点検 (回)	定期点検 (回)		
NO.1	田川第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.21$	80×2.2	0.186	4.56		1			
NO.2	田川第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 2.52$	80×3.7	0.186	25.97		1			
₩NO.3	田川第3汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.80$	80×5.5	0.193	149.47		1			
<b>※</b> NO.4	田川第4汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.79$	80×2.2	0.321	131.74		1			
₩NO.5	矢水町第4汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.78$	65×1.5	0.251	51.68		1			
₩NO.6	矢水町第5汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.84$	$100 \times 5.5$	1.046	231.36	0	1			
<b>※</b> NO.7	矢水町第3汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.64$	65×1.5	0.251	0.39		1			
₩NO.8	矢水町第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.16$	65×1.5	0.251			1			
<b>※</b> NO.9	矢水町第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.83$	65×2.2	0.402	73.09		1		 	
₩NO.10	棚田汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 4.75$	$80 \times 2.2$	0.546	58.52		1			
₩NO.11	松尾第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.95$	$65 \times 1.5$	0.251	10.56		1			
<b>※</b> NO.12	松永汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.95$	65×1.5	0.251	7.47		1			
<b>※</b> NO.13										
<b>※</b> NO.14	北一第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.79$	65×1.5	0.251	1.32		1			
NO.15										
<b>※</b> NO.16	北一第3汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.70$	$65 \times 1.5$	0.251	9.45		1			
<b>※</b> NO.17	八講田第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.95$	$65 \times 1.5$	0.251	4.37		1		<u> </u>	
<b>※</b> NO.18	八講田第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.95$	$65 \times 1.5$	0.251	0.60		1			
<b>※</b> NO.19	五郎丸第2汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.97$	$65 \times 1.5$	0.251	0.41		1	1	<u> </u>	
<b>※</b> NO.20	五郎丸第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.47$	$65 \times 1.5$	0.251	6.06	0	1	1		
<b>※</b> NO.21	末友第2汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.70$	65×1.5	0.251	8.30		1			
<b>※</b> NO.22	末友第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.23$	65×1.5	0.251	8.10		1	1		
<b>※</b> NO.23	末友第3汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.30$	65×1.5	0.251	5.91		1			
<b>※</b> NO.24	臼谷第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 4.05$	65×1.5	0.251	3.81		1	1		
<b>※</b> NO.25	臼谷第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.91$	$65 \times 1.5$	0.251	0.09		1		<u> </u>	
<b>※</b> NO.26	臼谷第3汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.03$	65×1.5	0.251	0.21		1		<u> </u>	
<b>※</b> NO.27	臼谷第4汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.81$	65×1.5	0.251	1.45	0	1		<u> </u>	
₩NO.28	臼谷第5汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.82$	$65 \times 1.5$	0.251	0.24		1		<u> </u>	
₩NO.29	臼谷第6汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.16$	$65 \times 1.5$	0.251	0.99		1		<u> </u>	
₩NO.30	臼谷第7汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.85$	65×1.5	0.251	0.39		1		<del>                                     </del>	
NO.31									<del> </del>	<u> </u>
NO.32	臼谷第9汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 4.09$	65×1.5	0.251	0.01		1		<del> </del>	<u> </u>
NO.33	臼谷第10汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 2.85$	65×1.5	0.251	0.01	0.445.⊒€	1	41=1	<del> </del>	
計	30ポンプ場					3箇所	30回	4回		

通常点検討	所要日数 表B-1	※記号は通報装置	武置箇所						
管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員	点検回数		点検所要日数		交通誘導員
	77 - 77 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			配置人数		(hr)	(日/回)	(目)	(人)
*NO.1	西福町第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.60	80×2.2	1	1.0	1.0	0.125	0.13	0.13
**NO.2 **NO.3	西福町第2汚水中継ポンプ場 今石動汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.60$ $\phi 1500 \times 5.54$	65×1.5 80×1.5	1	1.0	1.0	0.125	0.13	0.15
*NO.4	小矢部町汚水中継ポンプ場	φ 1300×3.54 φ 900×3.59	65×1.5	1	1.0	1.0	0.130	0.13	0.15
*NO.5	泉町汚水中継ポンプ場	φ 300×3.53 φ 1200×3.53	80×1.5		1.0	1.0	0.125	0.13	
*NO.6	西町第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.33 φ 1200×3.43	80×1.5		1.0	1.0	0.125	0.13	
*NO.7	綾子第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.43 φ 1500×7.58	100×3.7	2	1.0	1.2	0.123	0.15	0.30
*NO.8	綾子第1汚水中継ポンプ場	φ 1800×6.23	150×5.5	2	1.0	1.2	0.150	0.15	0.30
*NO.9	綾子第3汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.82	80×3.7	2	1.0	1.2	0.150	0.15	0.50
*NO.10	島1号汚水中継ポンプ場	φ 1500×1.02 φ 1500×5.14	80×2.2		1.0	1.2	0.150	0.15	
*NO.11	赤倉汚水中継ポンプ場	φ 1500×6.94	100×5.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
*NO.12	野寺汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.50	80×1.5	1	1.0	1.0	0.125	0.13	0.10
*NO.13	水牧2号汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.12	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
*NO.14	水牧1号汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.86	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
*NO.15	高木出汚水中継ポンプ場	φ 1500×6.24	100×5.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
*NO.16		φ 1200×5.32	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
*NO.17	鷲島汚水中継ポンプ場	φ 1500×7.29	100×5.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
*NO.18	小神1号汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.74	80×2.2		1.0	1.2	0.150	0.15	
*NO.19	島3号汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.18	80×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
*NO.20	茄子島汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.68	80×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
*NO.21	島4号汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.68	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
*NO.22	島2号汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.35	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
XNO.23	野寺第2汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.36	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
XNO.24	後谷第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×7.50	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
<b>%</b> NO.25	埴生第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.75	80×1.5	1	1.0	1.0	0.125	0.13	0.15
<b>※</b> NO.26	野端第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.11	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
<b>%</b> NO.28	東福町第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.13	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
₩NO.29	末友第4汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1200×3.57	65×1.5	1	1.0	1.0	0.125	0.13	0.13
₩NO.30	末友第5汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.25$	80×2.2		1.0	1.0	0.125	0.13	
₩NO.31	末友第6汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.09	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
<b>※</b> NO.32	末友第7汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.05$	32×1.0		1.0	0.85	0.106	0.11	
₩NO.33	末友第8汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.00	65×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
₩NO.34	渋江第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×6.19	100×3.7		1.0	1.2	0.150	0.15	
₩NO.35	渋江第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 4.30$	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
₩NO.36	渋江第3汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 5.30$	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
*NO.37	和沢第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.31	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
*NO.38	和沢第2汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.38	80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
*NO.39	福久汚水中継ボンブ場		32×1.0		1.0	0.85	0.106	0.11	0.15
*NO.40	西島第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.31	80×3.7	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
*NO.41	新西汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.51	80×1.5		1.0	1.0	0.125	0.13	
**NO.42 **NO.43	水島汚水中継ポンプ場 石坂第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.66$ $\phi 1500 \times 5.65$	80×2.2 80×2.2		1.0	1.2	0.150 0.150	0.15 0.15	
*NO.43	平田第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.65 φ 1500×3.67	80×2.2		1.0	1.0	0.130	0.13	
*NO.44		φ 1500×3.07 φ 1500×4.32	80×3.7		1.0	1.0	0.123	0.15	
*NO.46	野寺第3汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.32 φ 1500×8.03	100×11.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
*NO.47	赤倉第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.257	65×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
*NO.48	赤倉第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.651	65×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
₩NO.49	水牧第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.170	65×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
*NO.50	平桜第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.515	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
₩NO.51	水牧第4汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.268	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
₩NO.52	藤森第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.612	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
₩NO.53	水牧第5汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.258	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
₩NO.54	岡第1汚水中継ポンプ場		80×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
₩NO.55	芹川第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.078	65×1.5		1.0	1.2	0.150	0.15	
<b>※</b> NO.56	浅地第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.85	65×0.75		1.0	1.2	0.150	0.15	
<b>※</b> NO.57	清水第1汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1200×4.199	$65 \times 0.75$		1.0	1.2	0.150	0.15	
<b>※</b> NO.58	清水第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.885	65×0.75		1.0	1.2	0.150	0.15	
₩NO.59	綾子第4汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.030	80×1.5	1	1.0	1.2	0.150	0.15	0.15
₩NO.60	桜町第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.150$	50×0.75		1.0	1.2	0.150	0.15	
₩NO.61	桜町第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.930	65×1.5		1.0				
<b>※</b> NO.62	岡第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.508	65×0.75		1.0				
<b>※</b> NO.63		φ 1200×4.620	65×1.5		1.0				
<b>※</b> NO.64	浅地第2汚水中継ポンプ場		65×1.5		1.0				
<b>%</b> NO.65	蓑輪第1汚水中継ポンプ場		65×0.75		1.0				
<b>※</b> NO.66	芹川第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.490	65×0.75		1.0				
₩NO.67	興法寺第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 4.250$	65×0.75	1	1.0	-			
₩NO.68	下川崎第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.726	65×0.75		1.0	1			
₩NO.69	鴨島第1汚水中継ポンプ場		65×0.75	1	1.0				
₩NO.70	蓮沼第1汚水中継ポンプ場	,	65×1.5		1.0	ļ			
₩NO.71	長第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.250	65×0.75		1.0	1			
₩NO.72		$\phi 1200 \times 4.700$	65×0.75	1	1.0	ļ			
₩NO.73	蓑輪第2汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1200×4.822	65×1.5	1	1.0	1			
*NO.74	綾子第5汚水中継ポンプ場	φ 1200×6.482	65×1.5		1.0	1			
₩NO.75	蓮沼第2汚水中継ポンプ場		65×1.5		1.0	ļ			
*NO.76	蓑輪第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.600	65×0.75		1.0	1			
	胡麻島第1汚水中継ポンプ場		65×1.5	1	1.0	1			
₩NO.78	経田第1汚水中継ポンプ場		65×0.75	1	1.0	1			
*NO.79	浅地第2汚水中継ポンプ場		65×0.75		1.0	1			
*NO.80			65×0.75	1	1.0	1			
%NO.81	高木第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.620	65×0.75		1.0	-			
計	80ポンプ場			27	80.0				

定期点検列	f要日数 表B-2								
管理番号	ポンプ場名	マンキール源(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員	点検回数	点検所要時間	点検所要日数	年間所要日数	交通誘導員
自任留力	ペンノ 物石	マンハ・/V(米(III)	ц±(A)∧ЩЛ(Kw)	配置人数	(回)	(hr)	(日/回)	(目)	(人)
<b>※</b> NO.23	野寺第2汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.36	80×1.5		1				
XNO.24	後谷第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 7.50$	80×1.5		1				
<b>※</b> NO.25	埴生第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.75$	80×1.5	1	1				
<b>※</b> NO.12	野寺汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.50$	80×1.5		1				
₩NO.38	和沢第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.38$	80×1.5		1				
計	5ポンプ場			1	5				

2/8 (1)\*(3)

通常点検列	f要日数 表B-1	※記号は通報装置	置設置箇所		1	2	3	4	
管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員	点検回数	点検所要時間	点検所要日数	年間所要日数	交通誘導員
日本田り	11.0 7 %% D		日正(1)、田/3(114)	配置人数		(hr)	(日/回)	(日)	(人)
NO.1	田川第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.21$	$80 \times 2.2$		1.0				
NO.2	田川第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 2.52$	$80 \times 3.7$		1.0				
₩NO.3	田川第3汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1500×3.80	$80 \times 5.5$		1.0				
<b>※</b> NO.4	田川第4汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.79$	$80 \times 2.2$		1.0				
<b>※</b> NO.5	矢水町第4汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.78$	$65 \times 1.5$		1.0				
₩NO.6	矢水町第5汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1500 $\times$ 5.84	$100 \times 5.5$	1	1.0				
<b>※</b> NO.7	矢水町第3汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.64$	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.8	矢水町第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.16$	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.9	矢水町第1汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1500×3.83	$65 \times 2.2$		1.0				
<b>※</b> NO.10	棚田汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1500×4.75	$80 \times 2.2$		1.0				
<b>※</b> NO.11	松尾第1汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1200×2.95	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.12	松永汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1200×2.95	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.13									
<b>※</b> NO.14	北一第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.79$	$65 \times 1.5$		1.0				
NO.15									
<b>※</b> NO.16	北一第3汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1200×3.70	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.17	八講田第2汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1200×2.95	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.18	八講田第1汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1200×2.95	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.19	五郎丸第2汚水中継ポンプ場	$\phi$ 900×3.97	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.20	五郎丸第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.47$	$65 \times 1.5$	1	1.0				
<b>※</b> NO.21	末友第2汚水中継ポンプ場	$\phi$ 900×3.70	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.22	末友第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.23$	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.23	末友第3汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.30$	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.24	臼谷第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 4.05$	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.25	臼谷第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.91$	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.26	臼谷第3汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.03$	65×1.5		1.0				
<b>※</b> NO.27	臼谷第4汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.81$	65×1.5	1	1.0				
<b>※</b> NO.28	臼谷第5汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.82$	65×1.5		1.0				
<b>※</b> NO.29	臼谷第6汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.16$	65×1.5		1.0				
<b>※</b> NO.30	臼谷第7汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.85$	65×1.5		1.0				
NO.31									
NO.32	臼谷第9汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 4.09$	65×1.5		1.0				
NO.33	臼谷第10汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 2.85$	65×1.5		1.0				
計	30ポンプ場			3	30.00				

定期点検所要日数 表B-2

管理番号	ポンプ場名	マンナール源(***)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員	点検回数	点検所要時間	点検所要日数	年間所要日数	交通誘導員
官性留力	かく / 栃石	マンハー/V(未(III)	ロ住(A)へ出力(KW)	配置人数	(回)	(hr)	(日/回)	(日)	(人)
<b>※</b> NO.24	臼谷第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 4.05$	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.22	末友第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.23$	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.19	五郎丸第2汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.97$	$65 \times 1.5$		1.0				
<b>※</b> NO.20	五郎丸第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.47$	$65 \times 1.5$	1	1.0				
計	4ポンプ場				4				

基本3時間

2011 TE □		※記号は通報装置	2队臣回//	1	>= 1/2 to 1.4 to 1.4/2	to the end with the	L- 14		1.377.00.346.1
管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員	通常点検回数(年/回)	点検所要時間 (hr)		年間所要日数	交通誘導員 (人)
₩NO.1	西福町第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.60	80×2.2	配置人数	1	(111)	(日/回)	(1)	()()
*NO.2	西福町第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.60	65×1.5	-	1				
₩NO.3	今石動汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.54	80×1.5	1	1				
XNO.4	小矢部町汚水中継ポンプ場	$\phi$ 900×3.59	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.5	泉町汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.53$	80×1.5		1				
XNO.6	西町第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.43$	80×1.5		1				
XNO.7	綾子第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 7.58$	$100 \times 3.7$	2	1				
₩NO.8	綾子第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1800 \times 6.23$	$150 \times 5.5$	2	1				
₩NO.9	綾子第3汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 4.82$	80×3.7		1				
<b>※</b> NO.10	島1号汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.14$	80×2.2		1				
<b>※</b> NO.11	赤倉汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 6.94$	$100 \times 5.5$	1	1				
<b>※</b> NO.12	野寺汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.50$	80×1.5		1				
<b>※</b> NO.13	水牧2号汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.12$	80×1.5		1				
₩NO.14	水牧1号汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.86	80×1.5		1				
*NO.15	高木出汚水中継ポンプ場	φ 1500×6.24	100×5.5	1	1				
	高木出第2汚水中継ポンプ場 鷲島汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.32	65×1.5	1	1				
**NO.17 **NO.18	小神1号汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 7.29$ $\phi 1500 \times 4.74$	100×5.5 80×2.2	1	1				
*NO.18	島3号汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.74 φ 1500×5.18	80×2.2	1	1				
*NO.20	茄子島汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.18 φ 1500×5.68	80×1.5	1	1				
*NO.20	島4号汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.68 φ 1500×4.68	80×1.5		1				
*NO.21	島2号汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.06 φ 1500×4.35	80×1.5		1				
*NO.23	野寺第2汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.36	80×1.5		1				
*NO.24	後谷第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.50 φ 1500×7.50	80×1.5		1				
XNO.25	埴生第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.75	80×1.5	1	1				
<b>※</b> NO.26	野端第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.11	80×1.5		1				
<b>※</b> NO.27									
<b>※</b> NO.28	東福町第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.13	80×1.5		1				
<b>※</b> NO.29	末友第4汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.57	65×1.5	1	1				
<b>※</b> NO.30	末友第5汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.25	80×2.2		1				
<b>※</b> NO.31	末友第6汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.09	65×1.5		1				
₩NO.32	末友第7汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.05$	32×1.0		1				
<b>※</b> NO.33	末友第8汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.00	65×1.5	1	1				ļ
<b>※</b> NO.34	渋江第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 6.19$	100×3.7		1				
XNO.35	渋江第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 4.30$	65×1.5		1				
XNO.36	渋江第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.30	65×1.5		1				-
*NO.37	和沢第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.31	80×1.5		1				
*NO.38	和沢第2汚水中継ポンプ場		80×1.5		1				
*NO.39	福久汚水中継ポンプ場	φ 900×1.77	32×1.0	1	1				
**NO.40 **NO.41	西島第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.31	80×3.7 80×1.5	1	1				
*NO.41	新西汚水中継ポンプ場 水島汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.51$ $\phi 1500 \times 5.66$	80×2.2		1				
*NO.43	石坂第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×5.65	80×2.2		1				
*NO.44	平田第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×3.67	80×1.5		1				
	吉和台第1汚水中継ポンプ場	φ 1500×4.32	80×3.7		1				
XNO.46	野寺第3汚水中継ポンプ場	φ 1500×8.03	100×11.5	1	1				
₩NO.47	赤倉第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.257	65×1.5	1	1				
₩NO.48	赤倉第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.651	65×1.5	1	1				
<b>※</b> NO.49	水牧第3汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.170	65×1.5	1	1				
<b>※</b> NO.50	平桜第1汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1200×5.515	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.51	水牧第4汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1200 × 5.268	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.52	藤森第1汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1200 × 5.612	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.53	水牧第5汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.258	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.54	岡第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 6.274$	80×1.5		1				
<b>※</b> NO.55	芹川第1汚水中継ポンプ場	$\phi$ 1200×4.078	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.56	浅地第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 4.85$	65×0.75		1				
<b>※</b> NO.57	清水第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.199	65×0.75		1				
<b>%</b> NO.58	清水第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.885	65×0.75		1				<u> </u>
<b>※</b> NO.59	綾子第4汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 4.030$	80×1.5	1	1				
<b>※</b> NO.60	桜町第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.150$	$50 \times 0.75$		1				
*NO.61	桜町第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×3.930	65×1.5		1				<b> </b>
*NO.62	岡第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.508	65×0.75		1				<del>                                     </del>
*NO.63	東福町第2汚水中継ポンプ場		65×1.5		1				<b> </b>
*NO.64	浅地第2汚水中継ポンプ場		65×1.5		1				<del>                                     </del>
*NO.65	養輪第1汚水中継ポンプ場	-	65×0.75		1				<del>                                     </del>
*NO.66	芹川第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.490	65×0.75		1				<del>                                     </del>
	興法寺第1汚水中継ポンプ場		65×0.75	1	1				-
*NO.68	下川崎第1汚水中継ポンプ場		65×0.75	1	1				
XNO.69	鴨島第1汚水中継ポンプ場	-	65×0.75	1	1				<del>                                     </del>
XNO.70	蓮沼第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.293	65×1.5		1				<b> </b>
*NO.71	長第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×5.250	65×0.75	1	1				
	興法寺第2汚水中継ポンプ場 蓑輪第2汚水中継ポンプ場	φ 1200×4.700 φ 1200×4.822	65×0.75	1	1				<b> </b>
**NO.73 **NO.74	衰輪第2万水中継ポンプ場 綾子第5汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 4.822$ $\phi 1200 \times 6.482$	65×1.5 65×1.5	1	1				<b> </b>
	被子弟5万水中継ホンノ場 蓮沼第2汚水中継ポンプ場		65×1.5		1				
XNO.75	10.1231 1411 1312 1 33	· ·			_				<b> </b>
**NO.76	蓑輪第3汚水中継ポンプ場 胡麻鳥第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 5.600$ $\phi 1200 \times 6.085$	65×0.75	1	1				<b> </b>
**NO.77 **NO.78	胡麻島第1汚水中継ポンプ場 経田第1汚水中継ポンプ場	φ 1200×6.085 φ 1200×5.886	$65 \times 1.5$ $65 \times 0.75$	1	1				
**NO.78 **NO.79	経田第1万水中継ポンプ場 浅地第2万水中継ポンプ場	-	65×0.75	1	1				
	浅地第2万水中継ポンプ場 和沢第3汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.359$ $\phi 1200 \times 6.249$	65×0.75	1	1				
.%N∪ 8∪ I	141/1/1017/小 下心がイノ 場			1					<del></del>
**NO.80 **NO.81	高木第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 4.620$	$65 \times 0.75$		1				

洗浄業務所	↑要日数 表B-4								
管理番号	ポンプ場名	マン(ナール)変(***)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員	点検回数	点検所要時間	点検所要日数	年間所要日数	交通誘導員
18 注册 分	ハンノ物名	マンホール(HI)	i 注(A) <田刀(Kw)	配置人数	(回)	(hr)	(日/回)	(目)	(人)
₩NO.23	野寺第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 4.36$	80×1.5		1	3.0	0.375	0.375	
<b>※</b> NO.24	後谷第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 7.50$	80×1.5		1	3.0	0.375	0.375	
<b>※</b> NO.25	埴生第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.75$	80×1.5	1	1	3.0	0.375	0.375	0.38
₩NO.12	野寺汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.50$	80×1.5		1	3.0	0.375	0.375	
₩NO.38	和沢第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.38$	80×1.5		1	3.0	0.375	0.375	
計	5ポンプ場			1	5	15.0	1.9	1.9	0.4

# 保守点検所要日数(日)

洗浄業務所要日数 表B-3 ※記号は通報装置設置箇所

	「安日剱 衣B⁻3	水記方は週報装匠	1. 取 直 固 別						
管理番号	ポンプ場名	マンホール深(m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員	通常点検回数	点検所要時間	点検所要日数	年間所要日数	交通誘導員
日在田り	<b>ハマノ</b> 初石	( ) ( ) ( ) ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	n E(ty/\L)/(tw/	配置人数	(年/回)	(hr)	(日/回)	(目)	(人)
NO.1	田川第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.21$	$80 \times 2.2$		1				
NO.2	田川第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 2.52$	$80 \times 3.7$		1				
₩NO.3	田川第3汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.80$	$80 \times 5.5$		1				
<b>※</b> NO.4	田川第4汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.79$	$80 \times 2.2$		1				
<b>※</b> NO.5	矢水町第4汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.78$	$65 \times 1.5$		1				
<b>※</b> NO.6	矢水町第5汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 5.84$	$100 \times 5.5$	1	1				
<b>※</b> NO.7	矢水町第3汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.64$	$65 \times 1.5$		1				
₩NO.8	矢水町第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.16$	$65 \times 1.5$		1				
<b>※</b> NO.9	矢水町第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 3.83$	$65 \times 2.2$		1				
<b>※</b> NO.10	棚田汚水中継ポンプ場	$\phi 1500 \times 4.75$	$80 \times 2.2$		1				
<b>※</b> NO.11	松尾第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.95$	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.12	松永汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.95$	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.13									
<b>※</b> NO.14	北一第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.79$	65×1.5		1				
NO.15									
<b>※</b> NO.16	北一第3汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.70$	$65 \times 1.5$		1				
₩NO.17	八講田第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.95$	$65 \times 1.5$		1				
<b>※</b> NO.18	八講田第1汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.95$	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.19	五郎丸第2汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.97$	$65 \times 1.5$		1				
₩NO.20	五郎丸第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.47$	$65 \times 1.5$	1	1				
<b>※</b> NO.21	末友第2汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.70$	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.22	末友第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.23$	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.23	末友第3汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.30$	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.24	臼谷第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 4.05$	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.25	臼谷第2汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.91$	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.26	臼谷第3汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.03$	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.27	臼谷第4汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.81$	65×1.5	1	1				
<b>※</b> NO.28	臼谷第5汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.82$	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.29	臼谷第6汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 3.16$	65×1.5		1				
<b>※</b> NO.30	臼谷第7汚水中継ポンプ場	$\phi 1200 \times 2.85$	$65 \times 1.5$		1				
NO.31									
NO.32	臼谷第9汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 4.09$	65×1.5		1				
NO.33	臼谷第10汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 2.85$	65×1.5		1				
計	30ポンプ場				30.00				

洗浄業務所要日数 表B-4

管理番号	ポンプ場名	フンホール源 (m)	口径(A)×出力(Kw)	交通誘導員	点検回数	点検所要時間	点検所要日数	年間所要日数	交通誘導員
日生留力	ペンノ 物石	マンハ・/V(米(III)	口往(A)へ山刀(KW)	配置人数	(回)	(hr)	(日/回)	(日)	(人)
<b>※</b> NO.24	臼谷第1汚水中継ポンプ場	$\phi$ 900×4.05	$65 \times 1.5$		1.0	3.0	0.375	0.375	
<b>※</b> NO.22	末友第1汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.23$	$65 \times 1.5$		1.0	3.0	0.375	0.375	
<b>※</b> NO.19	五郎丸第2汚水中継ポンプ場	$\phi 900 \times 3.97$	$65 \times 1.5$		1.0	3.0	0.375	0.375	
<b>※</b> NO.20	五郎丸第1汚水中継ポンプ場	$\phi$ 900×3.47	$65 \times 1.5$	1	1.0	3.0	0.375	0.375	0.38
計	4ポンプ場				4	12	1.5	1.5	0.38

			令和2	1 -74 74 150																
管理番号	施設名称	設置年月	工事名称	備考	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
5	西福町第1汚水中継ポンプ場	平成3年10月	公共下水道事業		0															
6	西福町第2汚水中継ポンプ場	平成3年10月	公共下水道事業		0															
7	今石動汚水中継ポンプ場	平成6年10月	公共下水道事業		0															
10	赤倉汚水中継ポンプ場	平成6年11月	特定環境保全公共下水道事業		0															
8	島1号汚水中継ポンプ場	平成6年4月	特定環境保全公共下水道事業		0															
12	泉町汚水中継ポンプ場	平成8年11月	公共下水道事業			0														
9	島2号汚水中継ポンプ場	平成8年3月	安共 下	1	1	0														
11	高木出汚水中継ポンプ場	平成8年3月	特定環境保全公共下水道事業			0														
		平成 9 年 12月		1							1									
17	茄子島汚水中継ポンプ場		特定環境保全公共下水道事業			0					ļ									
18	水牧1号汚水中継ポンプ場	平成9年12月	特定環境保全公共下水道事業			0														
19	水牧2号汚水中継ポンプ場	平成9年12月	特定環境保全公共下水道事業				0													
16	鷲島汚水中継ポンプ場	平成9年12月	特定環境保全公共下水道事業				0													
13	綾子第1汚水中継ポンプ場	平成9年6月	公共下水道事業				0													
14	小矢部町汚水中継ポンプ場	平成9年9月	公共下水道事業				0													
15	島3号汚水中継ポンプ場	平成9年9月	特定環境保全公共下水道事業				0													
28	綾子第3汚水中継ポンプ場	平成10年11月	緊急下水道整備特定事業					0												
25	島4号汚水中継ポンプ場	平成10年4月	特定環境保全公共下水道事業					0												
26	綾子2号汚水中継ポンプ場	平成10年8月	緊急下水道整備特定事業					0												
27	小神1号汚水中継ポンプ場	平成10年8月	特定環境保全公共下水道事業	1				0												
29	西町第1汚水中継ポンプ場	平成11年2月	公共下水道事業					0												
43	野寺汚水中継ポンプ場	平成12年3月	特定環境保全公共下水道事業						0											
	埴生第1汚水中継ポンプ場	平成13年10月							0											
57	後谷第1汚水中継ポンプ場	平成13年10月	公共下水道事業	1	1	1	1	<del>                                     </del>	0		1	<b> </b>						<b> </b>	1	1
55	D411711 1414 1 11E		小矢部市公共下水道	1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	-	<del>                                     </del>	0		<del>                                     </del>	<b> </b>	-					<b> </b>	<b> </b>	<del>                                     </del>
56	野寺第2汚水中継ポンプ場	平成13年7月	特定環境保全公共下水道事業	1	<del>                                     </del>	1	-	1			1	-	<del>                                     </del>							1
63	和沢第2汚水中継ポンプ場	平成14年10月	特定環境保全公共下水道事業	1	1	1	-	1	0	_	1	-							-	1
64	渋江第1汚水中継ポンプ場	平成14年11月	特定環境保全公共下水道事業		<u> </u>	<u> </u>				0	<b> </b>									ļ
65	西島第1汚水中継ポンプ場	平成14年12月	特定環境保全公共下水道事業		ļ			ļ		0	1									ļ
58	野端第1汚水ポンプ場	平成14年3月	公共下水道事業			<u> </u>				0	ļ									
59	東福町第1汚水ポンプ場	平成14年8月	公共下水道事業							0										
60	和沢第1汚水中継ポンプ場	平成14年8月	特定環境保全公共下水道事業							0										
62	新西汚水中継ポンプ場	平成14年9月	特定環境保全公共下水道事業								0									
61	末友第4汚水中継ポンプ場	平成14年9月	特定環境保全公共下水道事業								0									
69	末友第6汚水中継ポンプ場	平成15年10月	特定環境保全公共下水道事業								0									
71	吉和台第1汚水中継ポンプ場	平成15年10月	公共下水道事業								0									
73	渋江第2汚水中継ポンプ場	平成15年11月	特定環境保全公共下水道事業								0									
72	高木出第2汚水中継ポンプ場	平成15年11月	特定環境保全公共下水道事業	1	1							0								
74	末友第8汚水中継ポンプ場	平成15年12月										0								
			特定環境保全公共下水道事業	1								0								
66	水島第1汚水中継ポンプ場	平成15年1月	特定環境保全公共下水道事業									0								
67	末友第5汚水中継ポンプ場	平成15年3月	特定環境保全公共下水道事業	1			1				1									
68	福久汚水中継ポンプ場	平成15年3月	特定環境保全公共下水道事業									0								
70	末友第7汚水中継ポンプ場	平成15年9月	特定環境保全公共下水道事業										0							
79	野寺第3汚水中継ポンプ場	平成16年12月	特定環境保全公共下水道事業										0							
77	石坂第1汚水中継ポンプ場	平成16年2月	特定環境保全公共下水道事業										0							
75	渋江第3汚水中継ポンプ場	平成16年2月	特定環境保全公共下水道事業										0							
78	野端第2汚水中継ポンプ場	平成16年2月	公共下水道事業	撤去																
76	平田第1汚水中継ポンプ場	平成16年2月	特定環境保全公共下水道事業										0							
82	水牧第3汚水中継ポンプ場	平成17年11月	特定環境保全公共下水道事業											0						
80	赤倉第2汚水中継ポンプ場	平成17年9月	特定環境保全公共下水道事業	1										0						
81	赤倉第3汚水中継ポンプ場	平成17年9月	特定環境保全公共下水道事業											0						
83	平桜第1汚水中継ポンプ場	平成18年3月	特定環境保全公共下水道事業											0						
84	水牧第4汚水中継ポンプ場	平成19年2月	特定環境保全公共下水道事業											0						
	藤森第1汚水中継ポンプ場	平成20年2月	特定環境保全公共下水道事業	1	1										0					
85															)					
86	水牧第5汚水中継ボンプ場		11/2/10/2011												)					
87	四位: 1 江二, 4 44 12 12 11	平成21年2月	特定環境保全公共下水道事業												0					
	岡第1汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0					
88	芹川第1汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月	特定環境保全公共下水道事業																	
88 89		平成21年2月 平成22年2月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0					
	芹川第1汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0				
89 90	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0				
89 90 91	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0					
89 90 91 92	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0				
89 90 91 92 93	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年8月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0				
89 90 91 92 93 94	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 接子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年8月 平成24年11月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0				
89 90 91 92 93 94 95	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 接子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成24年11月 平成24年12月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0			
89 90 91 92 93 94	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成24年11月 平成25年3月 平成25年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0			
89 90 91 92 93 94 95	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 接子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 核町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成24年12月 平成25年3月 平成25年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0				
89 90 91 92 93 94 95 96	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成24年11月 平成25年3月 平成25年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0			
89 90 91 92 93 94 95 96 97	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 接子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 核町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成24年12月 平成25年3月 平成25年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0			
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 黄輪汚水中継ポンプ場 養輪汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成24年12月 平成25年3月 平成25年3月 平成25年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0		
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 黄輪汚水中継ポンプ場 養輪汚水中継ポンプ場 乗編門末2汚水中継ポンプ場 大川第2汚水中継ポンプ場 東温町末2汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年3月 平成24年11月 平成24年12月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年3月 平成25年12月 平成26年9月 平成28年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0			
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成24年12月 平成25年12月 平成25年12月 平成26年9月 平成28年3月 平成28年3月 平成29年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0		
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 一方水中継ポンプ場 一方水中継ポンプ場 三方水中継ポンプ場 三方水中継ポンプ場 三方水中継ポンプ場 三方水中継ポンプ場 三方水中継ポンプ場 三方水中継ポンプ場 三方水中継ポンプ場 三方水中継ポンプ場 三方水中継ポンプ場 三方水中継ポンプ場 三方水中継ポンプ場 三方水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年3月 平成28年3月 平成28年3月 平成29年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0		
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 で養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 三次水中継ポンプ場 三次水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 三次水中継ポンプ場 三次水中継ポンプ場 東部第1汚水中継ポンプ場 東江時第1汚水中継ポンプ場 明第1汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成24年12月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年3月 平成28年3月 平成28年3月 平成29年3月 平成29年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0		
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 一次後の 一次では 一次でする 一がでする	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成25年3月 平成25年3月 平成25年3月 平成28年3月 平成28年3月 平成29年3月 平成29年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0		
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 一次である。 一でなる。 一で	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年12月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年3月 平成28年3月 平成29年3月 平成29年12月 平成29年11月 平成29年11月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0	0	
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 一次後の 一次では 一次でする 一がでする	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成25年3月 平成25年3月 平成25年3月 平成28年3月 平成28年3月 平成29年3月 平成29年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0	0	
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 一次である。 一でなる。 一で	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年12月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年3月 平成28年3月 平成29年3月 平成29年12月 平成29年11月 平成29年11月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0		
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 軽町第1汚水中継ポンプ場 軽町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 一大のでである。 一大のである。 一はのではのではのである。 一はのではのではのではのではのではのではのではのではのではのではのではのではのでは	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年3月 平成24年11月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年12月 平成25年3月 平成26年9月 平成28年3月 平成29年13月 平成29年11 平成29年17 平成29年17 平成29年17 平成29年17	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0	0	
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 一大のである。 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年12月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年3月 平成26年9月 平成28年3月 平成29年12月 平成29年12月 平成30年11月 平成30年11月 平成30年11月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0	0	
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 一大川第2汚水中継ポンプ場 一大川第2汚水中継ポンプ場 一大川第2汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 一大川第2汚水中継ポンプ場 東温第1汚水中継ポンプ場 東温第1汚水中継ポンプ場 東温第1汚水中継ポンプ場 東温第1汚水中継ポンプ場 東温第5天中継ポンプ場 東温等第2汚水中継ポンプ場 東温等第2汚水中継ポンプ場 乗輪第2汚水中継ポンプ場 乗輪第2汚水中継ポンプ場 乗輪第2汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年7月 平成28年3月 平成28年3月 平成29年12月 平成29年11月 平成29年11月 平成29年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成31年1月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0	0	
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 菱輪第1汚水中継ポンプ場 芦川第2汚水中継ポンプ場 芹川第2汚水中継ポンプ場 芹川第2汚水中継ポンプ場 東温市第1汚水中継ポンプ場 野出寺第1汚水中継ポンプ場 要出等第1汚水中継ポンプ場 要出第1汚水中継ポンプ場 要出第1汚水中継ポンプ場 要出第1汚水中継ポンプ場 要出第1汚水中継ポンプ場 養輪第2汚水中継ポンプ場 養輪第2汚水中継ポンプ場 養輪第2汚水中継ポンプ場 養輪第2汚水中継ポンプ場 養輪第3汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成24年11月 平成24年12月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年3月 平成29年3月 平成28年3月 平成29年3月 平成29年12月 平成30年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成31年3月 平成31年3月 平成31年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0	0	
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 一方水中継ポンプ場 一方水中継ポンプ場 一方水中継ポンプ場 一方水中継ポンプ場 一方水中継ポンプ場 要協第1汚水中継ポンプ場 要協第1汚水中継ポンプ場 要高第1汚水中継ポンプ場 要第第1汚水中継ポンプ場 要第第2汚水中継ポンプ場 要第第2汚水中継ポンプ場 養輪第2汚水中継ポンプ場 接第1汚水中継ポンプ場 接第5汚水中継ポンプ場 接第57所、中継ポンプ場 接第7所57所、中継ポンプ場 接第6所37所、中継ポンプ場 養輪第37所、中継ポンプ場 養輪第37所、中継ポンプ場 養輪第37所、中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年11月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成24年12月 平成25年12月 平成25年12月 平成25年12月 平成26年9月 平成28年3月 平成29年12月 平成29年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成31年3月 平成31年3月 平成31年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0	0	Ö
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 接子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を発売を発売が大力である。 東温第1汚水中継ポンプ場 表第1汚水中継ポンプ場 表第2汚水中継ポンプ場 表第2汚水中継ポンプ場 を変音55次中継ポンプ場 を変音55次中継ポンプ場 を変音55次中継ポンプ場 を変音55次中継ポンプ場 を変音55次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音が表する。	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年13月 平成24年3月 平成24年11月 平成24年12月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年9月 平成25年12月 平成25年12月 平成28年3月 平成29年11月 平成29年3月 平成29年3月 平成29年1月 平成30年11月 平成30年11月 平成30年1月 平成31年1月 平成31年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0	0	0
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 養輪汚水中継ポンプ場 要洗中第1汚水中継ポンプ場 野川第2汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 東福町第1汚水中継ポンプ場 東活寺第1汚水中継ポンプ場 東活寺第1汚水中継ポンプ場 東活寺第2汚水中継ポンプ場 衰輪第2汚水中継ポンプ場 養輪第2汚水中継ポンプ場 養輪第2汚水中継ポンプ場 養輪第2汚水中継ポンプ場 養輪第3汚水中継ポンプ場 養輪第3汚水中継ポンプ場 後田第1汚水中継ポンプ場 接知第3汚水中継ポンプ場 経田第1汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年13月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年3月 平成25年12月 平成26年3月 平成28年3月 平成28年3月 平成29年13月 平成29年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成31年3月 中成15年3月 中元21月 中元31年3月 中元21月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0	0	Ö
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第2汚水中継ポンプ場 接子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を養寺第1汚水中継ポンプ場 一次を発売を発売が大力である。 東温第1汚水中継ポンプ場 表第1汚水中継ポンプ場 表第2汚水中継ポンプ場 表第2汚水中継ポンプ場 を変音55次中継ポンプ場 を変音55次中継ポンプ場 を変音55次中継ポンプ場 を変音55次中継ポンプ場 を変音55次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音第15次中継ポンプ場 を変音が表する。	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年13月 平成24年3月 平成24年11月 平成24年12月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年9月 平成25年12月 平成25年12月 平成28年3月 平成29年11月 平成29年3月 平成29年3月 平成29年1月 平成30年11月 平成30年11月 平成30年1月 平成31年1月 平成31年3月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業												0	0	0 0 0	0	0	0
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113	芹川第1汚水中継ポンプ場 浅地第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 清水第1汚水中継ポンプ場 綾子第4汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第1汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 桜町第2汚水中継ポンプ場 安養寺第1汚水中継ポンプ場 養輪汚水中継ポンプ場 要洗中第1汚水中継ポンプ場 野川第2汚水中継ポンプ場 東福町第2汚水中継ポンプ場 東福町第1汚水中継ポンプ場 東活寺第1汚水中継ポンプ場 東活寺第1汚水中継ポンプ場 東活寺第2汚水中継ポンプ場 衰輪第2汚水中継ポンプ場 養輪第2汚水中継ポンプ場 養輪第2汚水中継ポンプ場 養輪第2汚水中継ポンプ場 養輪第3汚水中継ポンプ場 養輪第3汚水中継ポンプ場 後田第1汚水中継ポンプ場 接知第3汚水中継ポンプ場 経田第1汚水中継ポンプ場	平成21年2月 平成22年2月 平成22年12月 平成22年12月 平成22年12月 平成24年13月 平成24年3月 平成24年8月 平成24年11月 平成25年3月 平成25年12月 平成25年3月 平成25年12月 平成26年3月 平成28年3月 平成28年3月 平成29年13月 平成29年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成30年11月 平成31年3月 中成15年3月 中元21月 中元31年3月 中元21月	特定環境保全公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	0	0 0 0	0	0	0

### 小矢部市中継ポンプ場 設置年度順(オイル交換時期)

令和2年4月現在

				令和2年4月現在																
管理番号	施設名称	設置年月	工事名称	備考	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
1	田川第1汚水中継ポンプ場	平成5年3月	農業集落排水事業		0							0								0
2	田川第2汚水中継ポンプ場	平成5年3月	農業集落排水事業		0							0								0
3	田川第3汚水中継ポンプ場	平成5年3月	農業集落排水事業		0								0							0
4	田川第4汚水中継ポンプ場	平成5年3月	農業集落排水事業		0								0							0
20	矢水第1汚水中継ポンプ場	平成10年3月	農業集落排水事業			0							0							
21	矢水第2汚水中継ポンプ場	平成10年3月	農業集落排水事業			0							0							
22	矢水第3汚水中継ポンプ場	平成10年3月	農業集落排水事業			0								0						
23	矢水第4汚水中継ポンプ場	平成10年3月	農業集落排水事業			0								0						
24	矢水第5汚水中継ポンプ場	平成10年3月	農業集落排水事業				0							0						
35	北一第2汚水中継ポンプ場	平成11年11月	農業集落排水事業	20年5月より休止中																
36	北一第3汚水中継ポンプ場	平成11年11月	農業集落排水事業				0							0						
37	八講田第1汚水中継ポンプ場	平成11年11月	農業集落排水事業				0								0					
38	八講田第2汚水中継ポンプ場	平成11年11月	農業集落排水事業				0								0					
34	北一第1汚水中継ポンプ場	平成11年3月	農業集落排水事業					0							0					
30	棚田汚水中継ポンプ場	平成11年3月	農業集落排水事業					0							0					
32	松尾第1汚水中継ポンプ場	平成11年3月	農業集落排水事業					0								0				
33	松尾第2汚水中継ポンプ場	平成11年3月	農業集落排水事業	20年5月より休止中																
31	松永汚水中継ポンプ場	平成11年3月	農業集落排水事業					0								0				
45	臼谷第1汚水中継ポンプ場	平成12年3月	農業集落排水事業						0							0				
39	五郎丸第1汚水中継ポンプ場	平成12年3月	農業集落排水事業						0							0				
40	五郎丸第2汚水中継ポンプ場	平成12年3月	農業集落排水事業						0								0			
41	末友第1汚水中継ポンプ場	平成12年3月	農業集落排水事業						0								0			
42	末友第2汚水中継ポンプ場	平成12年3月	農業集落排水事業							0							0			
44	末友第3汚水中継ポンプ場	平成12年3月	農業集落排水事業							0							0			
54	臼谷第10汚水中継ポンプ場	平成13年2月	農業集落排水事業							0								0		
46	臼谷第2汚水中継ポンプ場	平成13年2月	農業集落排水事業							0								0		
47	臼谷第3汚水中継ポンプ場	平成13年2月	農業集落排水事業								0							0		
48	臼谷第4汚水中継ポンプ場	平成13年2月	農業集落排水事業								0							0		
49	臼谷第5汚水中継ポンプ場	平成13年2月	農業集落排水事業								0								0	
50	臼谷第6汚水中継ポンプ場	平成13年2月	農業集落排水事業								0								0	
51	臼谷第7汚水中継ポンプ場	平成13年2月	農業集落排水事業									0							0	
52	臼谷第8汚水中継ポンプ場	平成13年2月	農業集落排水事業	20年5月より休止中																
53	臼谷第9汚水中継ポンプ場	平成13年2月	農業集落排水事業									0							0	
					4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

### 小矢部市下水道マンホールポンプ 保守点検業務委託一般仕様書

#### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 項 この一般仕様書は、小矢部市下水道マンホールポンプ保守点検業務委託契約書(以下「契約書」という。)に基づき小矢 部市下水道マンホールポンプ保守点検業務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 項 点検業務および緊急対応の対象となる施設の範囲は、本仕様書に掲げた施設場所を対象とする。

(概 要)

第3項 受託者は、全ての流入汚水が的確かつ経済的に流下するようにマンホールポンプの機能を充分に保全する。 また、受益者の信頼に応えるため、トラブルの発生を未然に防ぐとともに、緊急時には迅速かつ的確な処置を行うものと する。

(業務委託の内容)

第 4 項 受託者は、本業務について、以下に定めるところにより実施するものとする。

- 1保守点檢業務
  - 1) 诵常点檢
  - ①ポンプ運転状態の把握

ポンプを手動運転にて、各種計器類の指示値及び振動・異音等から運転状態を把握する。

②外観の点検

ポンプ制御盤及びマンホール内、ポンプ及び設備配管を状態目視にて異常の有無を点検する。

- ③非常通報装置及び各種保護装置の作動テスト
  - 非常通報装置・回転灯及び漏電遮断器等の保護装置をテスト鋲及び強制作動により作動確認する。
- ④清掃作業

マンホール内に堆積した固形物、砂、スカム等の除去及び各機器の清掃を行い、ポンプ場の機能を保全する。清掃作業の手順及びその内容は以下の通りとする。

- 1.高圧洗浄機によるマンホール内の高圧水洗浄
- 2 予旋回槽および流入管口付近に堆積した、スカムやし渣の除去
- 3.ポンプによる洗浄水等の除去
- 4. 揚泥車によるマンホールポンプ内汚物の吸水、吸泥

なお、楊泥車による吸泥作業を実施した場合の機械経費は本業務には含まず、別途清算するものとする。

⑤点検の周期

別に定める点検頻度一覧表及び通常点検報告書に基づき、実施するものとする。

2) 定期点検

①ポンプの本体及び着脱機能の確認

ポンプの着脱がスムーズにできることと、ポンプオイル交換及び羽根車に異物の有無確認清掃を行う。

②水位計によるポンプの稼働確認

水位計を強制作動によりポンプの稼働確認し、特にHHWL状態でのポンプの台数制御を確認する。

③制御盤及びポンプの絶縁抵抗値の測定

ポンプ制御盤内の主回路・制御回路及びポンプの絶縁抵抗値を測定する。

④点検の周期

別に定める点検頻度一覧表及び定期点検報告書に基づき、実施するものとする。

2 異常通報監視待機業務

受託者は、異常通報待機業務として、本市の中央監視システムから異常発生時に通報される通報連絡を、2名の者が常に着信できる体制とする。

また、異常発生通報があった場合には、以下の対応を行うものとする。

- ①異常発生処置連絡
- ②異常発生簡易対応処置 (緊急対応)
- ③施設の復旧履歴確認
- 3. 緊急対応

受託者は、緊急時の初期対応について優先的に対応するものとし、常に対応できる体制を、整えておかなければならない。

なお、初期対応に要する費用については、異常に対して、<u>制御盤のスイッチ操作等の軽微な作業で済むものについては本業務に含むものとするが、復旧に際して相当数の役務、機械器具を要するものについては本業務には含まず、別途</u>清算するものとする。

4. その他業務

受託者は、その他業務として、保守点検業務及び異常通報監視業務と合わせて、以下の業務を実施し、その結果を毎月提出するものとする。

- ①点検結果報告書・・・・・・通常点検、定期点検報告書
- ②巡回調査業務・・・・・・・施設ポンプ運転時間、運転回数並びに運転値調査業務報告書なおこれらの報告に係る様式等については、監督員と協議の上決定するものとする。

# 能力基準等)第 5 項

受託者は、委託業務の履行するにあたり、次に掲げる作業員について、それぞれ当該各号にあげる者を従事させなければならない。

- 1) 第2種酸素欠乏症作業主任
- 2) 第2 種電気工事士
- 3) 小型移動式クレーン運転技術講習
- 4) 玉掛技術講習

(施設範囲) 第 6 項 点検対象施設は下記一覧表にて行うものとする。

西福町	石動	・埴生	松	沢	津沢	蟹谷	荒川	薮波	子撫	水島
西福町第1	綾子第1	長	赤倉	水牧1号	新西	渋江第1	岡第1	浅地第1	桜町第1	経田第1
西福町第2	綾子第2	蓮沼第1	赤倉第2	水牧2号	西島第1	渋江第2	芹川第1	安養寺	桜町第2	胡麻島第1
	綾子第3	蓮沼第2	赤倉第3	水牧第3	水島	渋江第3	岡第2	浅地第2		
	石坂第1	綾子第5	小神1号	水牧第4	清水第1	末友第4	芹川第2	高木第1		
	泉町		島1号	和沢第1	清水第2	末友第5				
	今石動		島2号	和沢第2	蓑輪	末友第6				
	後谷第1		島3号	鷲島	興法寺	末友第7				
	小矢部町		島4号	水牧第5	下川崎	末友第8				
	西町第1		高木出第2	和沢第3	鴨島	平桜第1				
	野端第1		高木出		興法寺第2	平田第1				
	埴生第1		茄子島		養輪第2	藤森第1				
	東福町第1		野寺		養輪第3					
	吉和台第1		野寺第2							
	東福町第2		野寺第3							
	綾子第4		福久							
2ポンプ場	19ポ	ンプ場	24ポ	ノプ場	12ポンプ場	11ポンプ場	4ポンプ場	4ポンプ場	2ポンプ場	2ポンプ場

田川	薮波	北蟹谷				
田川第1	矢水町第4	棚田 末友第3				
田川第2	矢水町第5	松尾第1 臼谷第1				
田川第3	矢水町第3	松永 臼谷第2				
田川第4	矢水町第2	北一第1 臼谷第3				
	矢水町第1	北一第3 臼谷第4				
		八講田第2 臼谷第5				
		八講田第1 臼谷第6				
		五郎丸第2 臼谷第7				
		五郎丸第1				
		末友第2 臼谷第9				
		末友第1 臼谷第10				
4ポンプ場	5ポンプ場	21ポンプ場				

(業務委託実施計画書)

第 7 項 受託者は、点検業務実施計画書(以下「計画書」という。)を次に掲げる要領で作成し、委託者に提出しなければならない。

- 1)受託者の業務概要
- 2) 現場業務執行組織体制
- 3) 作業員の資格証明書の写し
- 4) 定期点檢、通常点檢実施計画書
- 5) 非常時の対策及び緊急連絡体制
- 6)安全衛生管理計画
- 7) その他点検管理業務計画に係る業務計画

(提出書類)

第8項 受託者は、委託業務の着手及び完了に当たり、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 1)業務着毛届
- 2) 点検報告書
- 3)業務完成届書、引渡書
- 4) その他必要とする書類

(器具・工具及び車両)

第 9 項 受託者は、点検業務の履行に必要となる測定機器、安全衛生対策用器具、標準的工具、車輌等は受託者が負担するものと する。

(委託業務期間)

第 1 0 項 委託業務期間は、令和2年4月2日から令和3年3月31日までとする。

(疑義の協議)

第 1 1 項 この一般仕様書に定めのない事項又はこの一般仕様書の条項について疑義が生じた事項については、必要の都度委託者及び受託者が協議して定めるものとする。